

## 令和6年度愛媛県社会的養護自立支援拠点運営事業 実施要領

### (目的)

第1条 県は、この要領の定めるところにより、社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言等を行うことで地域社会における自立に結びつける令和6年度愛媛県社会的養護自立支援拠点運営事業（以下「補助事業」という。）を実施する。

### (定義)

第2条 この要領において、「社会的養護経験者等」とは、児童養護施設等の措置解除者や被虐待経験がありながらも公的支援につながらなかった者等であり、「社会的養護自立支援拠点運営事業実施要綱（令和6年3月30日付こ支家第183号こども家庭庁支援局長通知の別紙1）」の対象者に該当する者をいう。

### (対象者)

第3条 補助事業の対象者（以下「補助対象者」という。）は、県内に事業所等を有する法人であって、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 児童養護施設退所者等の自立支援に関して実績があり、事業の遂行に必要な組織、人員を有する又は確保することが可能であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 募集期間中において、愛媛県から補助金等の交付の一時停止又は競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (4) 募集期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 応募期限の日前6か月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある者でないこと。

### (対象事業)

第4条 補助事業の内容は、別紙のとおりとする。

### (補助対象期間等)

第5条 この補助事業の補助対象期間は補助金交付決定の日から令和7年3月31日までの間とし、補助対象経費等は令和6年度愛媛県社会的養護自立支援拠点運営事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条の規定のとおりとする。

### (採択基準)

第6条 この補助事業の対象事業は、次の各号に掲げる観点から総合的に勘案し、予算の範囲内において1者を選採するものとする。

- (1) 企画提案内容
- (2) 業務内容に対する理解
- (3) 業務実施能力
- (4) 経費

(補助事業の決定に関する手続き)

第7条 次の各号に掲げる手続きにより補助事業者を決定するものとする。

- (1) 補助事業による支援を受けようとする者は、交付申請書(交付要綱第3条に規定する様式第1号)を県に提出する。
- (2) 県は、前号による交付申請書の提出があったときは、交付申請書の内容等を審査のうえ、補助事業者を決定する。

(補助)

第8条 県は、補助事業者が実施する事業に対して、令和6年度愛媛県社会的養護自立支援拠点運営事業費補助金を交付する。

(個人情報の保護)

第9条 補助事業者は、事業の実施により得た利用者等の情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他県における個人情報の取扱いに関する規定等に従って取り扱うものとする。

附 則

この要領は、令和6年5月16日から施行する。